議案第 号

愛西市国民健康保険条例の一部改正について

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険条例(平成17年愛西市条例第111号)の一部を 次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに1万2,000円を加算した額を支給する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る 出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時 金については、なお従前の例による。

爱四印国氏健康朱阙纪一部以正利印为思衣		
改 正 後	改 正 前	
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)	
第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属す	第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する	
る世帯の世帯主に対し出産育児一時金として48万	世帯の世帯主に対し出産育児一時金として42万円を支	
8,000円を支給する。ただし、当該出産が健康保険法	給する。	
施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に		
規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに		
1万2,000円を加算した額を支給する。		
2 略	2 略	

愛西市国民健康保険条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

出産育児一時金の支給額を引き上げるもの

第2 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年2月1日公布、令和5年4月1日施行)が施行され、健康保険法施行令が改正されたため

第3 改正の内容

出産育児一時金の支給総額を50万円に引き上げるもの

	現行	改正後
出産育児一時金	408,000円	488,000円
加算金 (産科医療補償制度掛金)	12,000円	12,000円
支給総額	420,000円	500,000円

第4 施行期日

令和5年4月1日